

福岡県公報

平成28年3月25日
第3779号

目次

告示 (第270号 - 第288号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○都市計画事業の認可	(公園街路課)	4
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	7
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	7
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8

公 告

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	8
○一般競争入札の実施	(行政経営企画課)	10
○臨港地区区分の変更	(港 湾 課)	16
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	16
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	16
○平成27年度福岡県ふぐ処理師試験の合格者の発表	(保健衛生課)	16
○国土調査法に基づく地籍調査事業計画の一部変更	(農山漁村振興課)	17
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	17

教育委員会

○福岡県指定有形文化財の指定	(教育庁文化財保護課)	18
○福岡県指定記念物の指定・福岡県指定文化財の管理団体の指定	(教育庁文化財保護課)	18
○福岡県指定有形文化財の一部指定解除	(教育庁文化財保護課)	19
○福岡県指定天然記念物の一部指定解除	(教育庁文化財保護課)	20
○福岡県指定天然記念物の一部指定解除	(教育庁文化財保護課)	20
○福岡県選定保存技術の選定	(教育庁文化財保護課)	20

監査委員

○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局総務課)	20
------------------	--------------	----

公安委員会

○福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(警察本部交通規制課)	43
-------------------------	-------------	----

正 誤

○土砂災害警戒区域の指定 (平成26年3月福岡県告示第190号) 中正誤	43
○道路の区域の変更 (平成28年3月福岡県告示第220号) 中正誤	44

告 示

福岡県告示第270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	直 方 橋 線	前	行橋市南大橋三丁目853番1先から 行橋市北泉二丁目1909番1先まで	11.1 ～ 13.1	180.7
			後	行橋市南大橋三丁目853番1先から 行橋市北泉二丁目1909番1先まで	11.1 ～ 16.4	180.7
			後	行橋市南大橋三丁目853番1先から 行橋市北泉二丁目1909番1先まで	10.0 ～ 16.1	186.5

福岡県告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	須 磨 園 線 南原曾根	前	京都郡苅田町大字鋤崎691番1先から 京都郡苅田町大字鋤崎	8.0 ～ 8.5	148.0

			149番1先まで		
		後	京都郡苅田町大字鋤崎691番1先から 京都郡苅田町大字鋤崎149番1先まで	10.0 ～ 12.0	148.0

福岡県告示第272号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年3月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	水 田 大 川 線	柳川市東蒲池423番2先から 柳川市東蒲池971番2先まで

福岡県告示第273号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	八 女 香 春 線	前	八女市星野村8160番2先から 八女市星野村8037番1先まで	7.0 ～ 19.5	523.5

			前	八女市星野村8160番2先 から 八女市星野村8037番1先 まで	11.0 ～ 57.0	371.0
			後	八女市星野村8160番6先 から 八女市星野村8037番1先 まで	11.0 ～ 57.0	

福岡県告示第274号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	八女線	前	八女市上陽町久木原2425番2先から 八女市上陽町久木原1105番1先まで	4.6 ～ 15.5	2,349.0
			前	八女市上陽町久木原2425番2先から 八女市上陽町久木原1105番1先まで	11.5 ～ 34.5	2,180.0
			後	八女市上陽町久木原2425番2先から 八女市上陽町久木原1105番1先まで	11.5 ～ 34.5	2,180.0

福岡県告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	岩野線	前	八女市黒木町木屋10226番1先から 八女市黒木町土窪143番1先まで	4.8 ～ 10.7	158.5
			前	八女市黒木町木屋10226番1先から 八女市黒木町土窪143番1先まで	9.0 ～ 24.5	152.9
			後	八女市黒木町木屋10226番1先から 八女市黒木町土窪143番1先まで	9.0 ～ 24.5	152.9

福岡県告示第276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	甘木井線	前	朝倉市黒川5816番1先から 朝倉市黒川4937番1先まで	5.8 ～ 11.7	186.7

		後	朝倉市黒川5816番1先から 朝倉市黒川4937番1先まで	7.5 ～ 20.3	186.7
--	--	---	----------------------------------	------------------	-------

福岡県告示第277号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年3月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成28年3月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	甘木線 吉井	朝倉市黒川5816番1先から 朝倉市黒川4937番1先まで

福岡県告示第278号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成28年3月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
糸島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
前原都市計画交通広場事業 1号 浦志北口交通広場
前原都市計画交通広場事業 2号 浦志南口交通広場
前原都市計画道路事業 8・7・2号 浦志自由通路線
- 3 事業施行期間

平成28年3月25日から平成33年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
糸島市大字浦志及び浦志一丁目地内
- (2) 使用の部分
糸島市大字浦志及び浦志一丁目地内

福岡県告示第279号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成22年5月21日福岡県告示第837号宮田都市計画公園事業5・5・1号毛勝総合公園の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成28年3月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 事業施行期間
平成22年5月21日から平成31年3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分
平成22年5月21日福岡県告示第837号の事業地に同じ
 - (2) 使用の部分
平成22年5月21日福岡県告示第837号の事業地に同じ

福岡県告示第280号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年3月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
田川郡添田町大字添田字虹淵714の1、714の6

2 指定の目的
水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字虹測714の1・714の6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第281号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年3月25日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

飯塚市高倉字大山3の19・3の20・3の22・3の90・3の91（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的
水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第282号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年3月25日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

飯塚市八木山字榎ノ原2769の1、2794、2796

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字榎ノ原2769の1・2794・2796（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第283号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年3月25日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市矢部村矢部字暮石487の1、字天神山548、564の1、569の1、569の2、579の1、583、584の2、585の1、585の3、596の1、603の1、603の3、606、656の1、字谷野古田792の5、796の2、787の4・790・796の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字狸穴1669の1、字平石2214の55、字長山2223の25、2223の57、字吹原4140の1、4140の3、字拂ノ迫5054の1、字桐野々5073の2、字小耳納5120、5122、5124の1、5124の3、字田出尾上5130の2、5130の5、5130の6、5131の1、5131の3、字蛇淵5240の1、字松ノ上6336の1から6336の4まで、字日隠ノ上6337の1から6337の4まで、字水口6392の2、6394の1、6394の2

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第284号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年3月25日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡川崎町大字安真木字小ヶ倉5426・5427・5431（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字二反戸5491・5492・5494の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第285号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年3月25日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市須川字上須川1726から1729まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上須川1727から1729まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第286号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成28年3月25日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

豊前市大字挾間974、1311

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第287号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成28年3月25日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

築上郡築上町大字寒田1818の1、1818の2、1818の4、1818の5

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第288号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成28年3月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
京都郡みやこ町犀川上高屋字西ノ河内2274の41
- 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年3月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
中間市岩瀬四丁目790番1、790番2及び806番2の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市門司区大里本町三丁目7番7-2603号
松本 静

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年3月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑後市大字前津字柳ノ内25番1、25番2、25番10、26番6及び26番7
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
久留米市日吉町26番地の36
福岡スタンダード石油株式会社
代表取締役 重野 正博

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年3月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡新宮町大字三代字壁塗978番4、979番4及び983番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡新宮町大字三代509番地
中野 孝明

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成28年3月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

福岡県新文書管理システム調達に係る賃貸借等

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個

人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）

チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができます。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成28年4月11日(月曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時(当該入札に係る入札参加申請書を期限までに提出し、受理された者に限る。)まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成29年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成29年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年3月25日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達役務の名称

福岡県新文書管理システム調達に係る賃貸借等

(2) 契約内容及び仕様等入札

説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成34年12月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成27年5月福岡県告示第534号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成28年5月11日(水曜日)現在において、次の条件を満たすこと。

入札参加に当たっては、単独で参加する場合のほか、共同で参加できるものとし、単独参加の場合は次の(1)に掲げる要件の全てを、共同参加の場合は次の(2)に掲げる要件の全てを満たしていることを条件とする。

(1) 単独参加の場合の資格要件

ア 2の入札参加資格を有し、次のいずれかの業種において等級AAに格付けされていること。

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	機械器具(電気通信機器)	AA

13	07	サービス業種その他（ソフトウェア開発）	AA
----	----	---------------------	----

- イ 本件入札への共同参加を行っていないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- エ 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者であること。

(2) 共同参加の場合の資格要件

ア 共同参加者の全てが、2の入札参加資格を有し、次のいずれかの業種において等級AAに格付けされていること。ただし、「大分類13中分類08サービス業種その他（リース・レンタル）」の資格を有する者のみで共同参加を行うことはできないものとする。

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	機械器具（電気通信機器）	AA
13	07	サービス業種その他（ソフトウェア開発）	AA
13	08	サービス業種その他（リース・レンタル）	AA

- イ 本件入札への単独参加又は他の共同参加を行っていないこと。
 - ウ 共同参加者の全てが4の(1)ウ及びエの要件を満たしていること。
- 5 当該契約に関する事務を担当する部局の名称
 福岡県総務部行政経営企画課文書班（県庁行政棟1階北棟）
 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 電話番号 092-643-3029（ダイヤルイン）
- 6 契約条項を示す場所
 5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付期間及び交付場所
 (1) 交付期間

平成28年3月25日（金曜日）から平成28年4月11日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで（午後0時00分から午後1時00分を

- 除く。）
- (2) 交付場所
 5の部局にて行う。
 - 8 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
 - 9 入札参加申請書及び総合評価のための提案書の提出期限等
 (1) 提出期限
 ア 入札参加申請書、担当者届及び共同参加者協定書（ただし、共同参加者協定書は共同参加の場合のみ提出すること。）
 平成28年4月11日（月曜日）午後5時00分まで
 イ 総合評価のための提案書
 平成28年4月18日（月曜日）午後5時00分まで
 - (2) 提出場所
 5の部局とする。
 - (3) 提出方法
 持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。
 - (4) その他
 ア 入札参加の申請をしない者は、本件入札に参加することができない。
 イ 提案書等の作成に係る費用は、提案者の負担とする。
 ウ 提出された提案書等は、返却しない。
 エ 共同参加の場合、「大分類05中分類02機械器具（電気通信機器）」又は「大分類13中分類07サービス業種その他（ソフトウェア開発）」の資格を有する者のうちいずれかの者を代表者とし、当該代表者が担当者届を提出すること。
 オ 提案書受領後、提案書についての内容説明（プレゼンテーション）の場を設けるものとする。なお、その日時等は、5の部局に対して入札参加の申請を行った者に対して別途通知する。
 - 10 入札書の提出期限等
 (1) 提出期限

平成28年5月11日（水曜日）午後5時00分まで

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

11 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成28年5月12日（木曜日）午後1時30分

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁地下1階 行政11号会議室

(3) 開札に立ち会うことが認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

(4) 落札者がいない場合の措置

開札の結果、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつて、その全ての同意が得られれば、その場で再度入札を行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

(2) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付又は提供方法及び受領期限

平成28年5月11日（水曜日）午後3時00分までの指定の日時までに5の部局へ「保証金等納付書」（事前に行政経営企画課文書班で入手すること。）を添えて納付又は提供すること。（入札説明書交付時に添付している「入札保証等についてのお

願い」を参照のこと。）

(3) 入札保証金の納付の免除

次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の税込金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（入札金額に相当する金額（税込）の2割超）を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(4) 入札保証金の還付

入札保証金又はこれに代わる担保は、入札終了後還付する。

ただし、落札者には、契約保証金に充当する場合のほか、契約締結後還付する。

(5) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

(6) 契約保証金の納付の減免

次の場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする契約保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（契約金額に相当する金額（税込）の2割超）を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11の(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない、又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金若しくはこれに代わる担保が12の(1)に規定する金額に達せず、又は12の(2)に規定する受領期限までに納付されない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 次のア及びイに該当する者のうち、入札価格の得点（以下「価格点」という。）に当該入札に係る性能、機能、技術等の各評価項目の得点の合計（以下「技術点」という。）を加えて得た数値の最も高い者を落札者とする。
 - ア 入札価格が、福岡県財務規則第152条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内であること。
 - イ 別記「評価項目表」において必須とされた項目のうち、評価点が0点のものが1つもないこと。
- (2) (1)の数値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 価格点及び技術点の合計点数は700点満点とし、得点配分は、価格点を210点、技術点を490点（3：7）とする。
- (4) 価格点の評価は、その入札価格に応じ、点数化するものとする。点数化の方法については、次に示す方法による。

なお、価格点を求める際には、小数点第1位を四捨五入する。

$$\text{価格点 (P)} = 210 \times (1.0 - \text{入札価格} \times 1.08 / \text{予定価格})$$
- (5) 技術点の評価は、別記「評価項目表」に従い、点数化するものとする。
- (6) 評価項目に対する提案内容に応じて、以下のとおり評価点を設定するものとし、

評価点に別記「評価項目表」に示す評価係数を乗じた値を得点とする。

なお、必須とされた評価項目のうち、評価点が0点のものが1つでもある場合は不合格とする。

評価レベル	評価点
提案内容が特に優れている	5点
提案内容が優れている	4点
提案内容が仕様を満たしている	3点
提案内容が一部劣っている	2点
記載なし又は提案内容が明らかに劣っている	0点

(7) 別記「評価項目表」の各大項目に配分する得点は、以下のように設定する。

大項目	配点 (点)	比重 (%)
概要	110	22.5
業務の範囲及びスケジュール	35	7.1
機能要件	175	35.7
非機能要件	165	33.7
本業務実施に対する留意点・追加提案等	5	1.0
合計	490	100.0

(8) 評価結果の通知及び通知方法は、次のとおりとする。

- ア 通知期限：平成28年5月13日（金）
- イ 通知方法：全ての入札書提出者に書面により通知する。

15 その他

- (1) 本調達では、稼働開始時期をあらかじめ定めているため、本県側の責めによる場合を除き、平成28年12月31日までの設計・開発等期間の延期は一切許容できない。
- (2) 落札者決定後、契約書の作成を要する。落札者は、暴力団排除条項を記載した誓約書を契約締結時まで提出すること。なお、契約書に要する一切の費用は、落札者の負担とする。
- (3) 落札者が課税事業者である場合は、契約書に契約金額に併せて取引に係る消費税及び地方消費税の額を明示する必要があるため、契約締結時まで課税（免税）事業者届出書を提出すること。
- (4) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

- (5) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (6) 「入札参加申請書」提出後、入札参加を辞退する場合は、別紙「入札辞退届」を提出すること。
- (7) 共同参加による入札参加申請時には、別紙「共同参加者協定書（ひな型）」を提出すること。
- (8) 落札金額（入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額）は、機器の賃貸借の始期である平成29年1月から平成34年12月までの月額払いとする。
- (9) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (10) その他、詳細は入札説明書による。

18 Summary

- (1) The name of contract matter
Leasing of an equipment of the Document Management System
- (2) Time Limit for Tender
5:00 P.M. on 11 May, 2016
- (3) Contact point for the Notice
Administrative Management Planning Division,
General Affairs Department,
Fukuoka Prefectural Office,
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
Phone:092-643-3029

別記 評価項目表

番号	大項目	小項目	評価内容	評価区分	評価係数	満点
1		1.2 目的	<ul style="list-style-type: none"> システム開発の目的・趣旨を正しく理解し、目的を達成するための方法が具体的に示されているか。その内容は妥当であるか。 本県の要求を実現できる、WEB方式によるパッケージを採用したシステムの開発方針が具体的に示されているか。採用するパッケージの実績が示されているか。 本県の文書事務に関する課題に則したシステムとなっているか。 職員が直感的に利用できる使い易い画面レイアウト、画面構成を有するシステムとなっているか。 職員の業務遂行に影響を与えることなく、新システムへの切替を円滑に行う方法が、具体的に示されているか。その内容は妥当であるか。 新システム稼働後の運用において、コストを圧縮するための工夫が具体的に示されているか。その内容は妥当であるか。 	必須	5	25
2				必須	2	10
3				必須	5	25
4	概要	1.4 新システム構築における基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 職員が直感的に利用できる使い易い画面レイアウト、画面構成を有するシステムとなっているか。 職員の業務遂行に影響を与えることなく、新システムへの切替を円滑に行う方法が、具体的に示されているか。その内容は妥当であるか。 新システム稼働後の運用において、コストを圧縮するための工夫が具体的に示されているか。その内容は妥当であるか。 	必須	5	25
5				必須	3	15
6				必須	2	10
7	業務の範囲及びスケジュール	2.1 スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 本業務の実施スケジュールが具体的に示され、その内容は取組の意向を踏まえた実効性の高いスケジュールとなっているか。 各成果物の整備方針について、具体的に示されているか。その内容は妥当か。 	必須	5	25
8		2.3 本業務の内容・成果物	<ul style="list-style-type: none"> 各成果物の整備方針について、具体的に示されているか。その内容は妥当か。 	必須	2	10
9			<ul style="list-style-type: none"> 別添3-1「機能要件一覧」に、採用するパッケージの対応の可否が示されているか。 必須項目に該当する機能は全て対応可能か。 パッケージ標準機能で対応可能な機能要件が多いか。 パッケージ標準機能で対応不可能な機能要件のうち、カスタマイズにより対応可能となるか。 対応不可能な機能要件について、妥当な代替案が示されているか。 	必須	5	25
10			<ul style="list-style-type: none"> 歴史公文書の適切な選別、公文書館への移管機能に対応する機能（システムへの情報登録、検索機能）について、具体的に示されているか。その内容は妥当か。 	必須	5	25
11	システム機能要件	3.2 機能要件	<ul style="list-style-type: none"> 市町村、国への業務移管等に伴うファイル移管に対応する機能（システムへの情報登録機能）について、具体的に示されているか。その内容は妥当か。 組織再編に伴うファイル移管機能について、具体的に示されているか。その内容は妥当か。 職員のシステム利用の負担を軽減し、電子的機能（電子決裁機能、電子施行機能）の利用を促進できるような機能が、具体的に示されているか。その内容は妥当か。 年単位で発生する業務（年次切替、引継、廃棄等）において、職員の業務運用の負担が軽減できる機能が、具体的に示されているか。その内容は妥当か。 他業務システム、職員認証基盤、電子メールとの連携について、具体的な実現方法が示されているか。その内容は妥当か。 	必須	5	25
12				必須	5	25
13				必須	5	25
14				必須	5	25
15		3.3 データ連携要件	<ul style="list-style-type: none"> 他業務システム、職員認証基盤、電子メールとの連携について、具体的な実現方法が示されているか。その内容は妥当か。 	必須	5	25
16		4.1 プロジェクト管理要件	<ul style="list-style-type: none"> 本業務のプロジェクト実施計画の整備方針が具体的に示されているか。その内容は妥当か。 	必須	2	10
17		4.2 本業務の作業体制	<ul style="list-style-type: none"> 本業務の作業体制、要員配置、要員の役割、資格・業務実績が具体的に示されているか。その内容は妥当か。 	必須	2	10
18		4.3 新システム稼働環境	<ul style="list-style-type: none"> システム構築において必要なサーバ構成（サーバ台数、サーバごとの必要CPU数・必要メモリ量・必要ディスク量を含む）が作成され、具体的に示されているか。 作成した構成に基づき統合サーバの利用料（年額）が示されているか。その金額は低額か。 	必須	5	25
19		4.6 情報セキュリティ要件	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報情報の取り扱いについて、十分なセキュリティ対策が施されているか。その内容は妥当か。 	必須	5	25
20		4.7 信頼性要件	<ul style="list-style-type: none"> 稼働後6年間は利用可能な、可用性及び拡張性をもったシステムであることが具体的に示されているか。 	必須	2	10
21	システム非機能要件		<ul style="list-style-type: none"> 運用・保守計画書の作成にあたっての作業内容、進め方が具体的に示されているか。 稼働後6年間の年度ごとの運用・保守に係る経費が示されているか。その金額は低額か。 システム障害の予防措置や障害発生時の対応時間、対応方法等について具体的に示されているか。その内容は妥当か。 人事異動・組織再編等に伴う更新作業について、変更の規模（年次切替、年度途中での変更等）に応じた実現方法が具体的に示されているか。また、その内容は妥当であるか。 データ移行の実現方法が具体的に示されているか。その内容は妥当か。 	必須	5	25
22		4.8 運用・保守要件	<ul style="list-style-type: none"> システム障害の予防措置や障害発生時の対応時間、対応方法等について具体的に示されているか。その内容は妥当か。 	必須	2	10
23			<ul style="list-style-type: none"> 人事異動・組織再編等に伴う更新作業について、変更の規模（年次切替、年度途中での変更等）に応じた実現方法が具体的に示されているか。また、その内容は妥当であるか。 	必須	2	10
24		4.9 移行要件	<ul style="list-style-type: none"> データ移行の実現方法が具体的に示されているか。その内容は妥当か。 	必須	3	15
25			<ul style="list-style-type: none"> 研修の講師人員、内容、回数、所要時間について具体的に示されているか。その内容は妥当か。 	必須	2	10
26		4.10 研修	<ul style="list-style-type: none"> 研修テキスト、自学用研修メディア及び各操作マニュアルの整備方針について、具体的に示されているか。その内容は妥当か。 	必須	2	10
27		4.11 本契約終了の際のデータ抽出要件	<ul style="list-style-type: none"> 本契約終了の際のデータ抽出について、その実現方法が具体的に示されているか。 	必須	1	5
28	本業務実施に対する留意点・追加提案等		<ul style="list-style-type: none"> 本件業務の実施に際し、その他特に注意すべき事項や追加の提案事項があれば、その内容を具体的に示すこと。 	任意	1	5
技術点合計						490

公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定に基づき、臨港地区内の分区を変更したので、次のとおり公告する。

その関係図書は、福岡県県土整備部港湾課及び福岡県苅田港務所において公衆の閲覧に供する。

平成28年3月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 変更に係る臨港地区の名称
苅田都市計画臨港地区苅田港臨港地区
- 2 変更に係る分区の種類
工業港区及び修景厚生港区
- 3 分区を変更した土地の区域
 - (1) 工業港区
苅田町新浜町の一部
 - (2) 修景厚生港区
苅田町新浜町の一部

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年3月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
うきは市吉井町鷹取字大坪1625番、1626番1、1626番2、1627番1、1628番1、1629番、1630番、1631番2及び1631番6
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
新潟県新潟市南区清水4501番地1
株式会社コメリ

代表取締役 棒 雄一郎

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年3月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成28年2月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
NPO法人九州福祉スポーツ推進センター
 - (2) 代表者の氏名
石井 一企
 - (3) 主たる事務所の所在地
古賀市舞の里五丁目8番3号（パークヒル203号）
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対して、スポーツの振興及び指導の向上に関する事業を行い、市民の健康増進、青少年の健全育成及び豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。

公告

平成27年度福岡県ふぐ処理師試験（平成28年2月16日実施）の合格者を次のように発表する。

平成28年3月25日

福岡県知事 小川 洋

合格者受験番号

1	13	24	31	44	63
2	16	25	32	45	66
4	17	26	34	50	67
5	19	27	35	55	68
6	20	28	36	57	69
9	21	29	37	58	70
12	22	30	40	62	71

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、平成27年度における地籍調査事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第5項の規定により公示する。

平成28年3月25日

福岡県知事 小川 洋

変更前

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
柳川市	三橋町起田、三橋町木元、三橋町磯鳥、西蒲池、東蒲池、三橋町枝光、三橋町吉開	平成27年3月19日から平成28年3月31日まで
大川市	紅粉屋、新田の一部、九網	〃

変更後

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
柳川市	三橋町起田、三橋町木元、三橋町磯鳥、西蒲池、東蒲池、三橋町枝光、三橋町吉開	平成27年3月19日から平成28年3月31日まで
	矢加部、立石	平成28年3月8日から平成28年3月31日まで
大川市	紅粉屋、新田の一部、九網	平成27年3月19日から平成28年3月31日まで
	一木	平成28年3月8日から平成28年3月31日まで

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年3月25日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
平成28年3月4日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 くすりのコーエイ 大任町店
 - 所在地 田川郡大任町大字今任原2605番
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社くすりのコーエイ	代表取締役 田中 元伸	田川市新町23-47

- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社くすりのコーエイ	代表取締役 田中 元伸	田川市新町23-47

- 大規模小売店舗を新設する日
平成28年11月2日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,323平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数 (台)
駐車場N o.1 建物西側	36
駐車場N o.2 建物北側	32
合 計	68

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数 (台)
建物西側	11
合 計	11

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
建物東側	22.50
合 計	22.50

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
建物東側	18.75
合 計	18.75

福岡県指定有形文化財を次のように指定する。

平成28年3月25日

福岡県教育委員会

考古資料の部

名 称	員数	所有者	所有者の住所
寺福童遺跡出土銅戈及び銅戈埋納遺構切取資料	9口及び1点	小郡市	小郡市三沢5147-3

福岡県教育委員会告示第6号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第37条第1項の規定により、福岡県指定史跡名勝天然記念物を次のように指定し、また、第39条第1項の規定により、

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社くすりのコーエイ	10時00分	24時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

9時30分～24時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場N o.	出入口の数	位 置
駐車場N o.1	1箇所	建物西側
駐車場N o.2	1箇所	建物北側
合 計		2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

9時00分～25時00分

教育委員会

福岡県教育委員会告示第5号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第4条第1項の規定に基づき、

管理団体を次のように指定する。

平成28年3月25日

福岡県教育委員会

史跡の部

名 称	所在地	地 番	管理団体
女男石護岸施設	朝倉市	大字千手字女男石1011-3、1014-2 大字千手・長谷山地先の一部 実測3,678.69㎡ 備考 指定地域に関する実測図を福岡県教育委員会及び朝倉市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	朝倉市
金比羅山古墳	嘉穂郡桂川町大字寿命	728-1、728-2の一部 実測4,348.53㎡	桂川町

天然記念物の部

名 称	所在地	地 番	管理団体
泉川のハマボウ群落	糸島市	前原1401・2501の一部、志摩小富士3302の一部、荻浦2001の一部 実測6,095.474㎡ 備考 指定地域に関する実測図を福岡県教育委員会及び糸島市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	糸島市

福岡県教育委員会告示第7号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25条）第5条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる福岡県指定有形文化財について、中欄に掲げる文化財の指定解除を

行い、記載事項を右欄のように改める。

平成28年3月25日

福岡県教育委員会

左 欄		中 欄	右 欄
名 称	関係告示	名称及び構造形式	名称及び構造形式
旧蔵内家住宅	平成20年福岡県教育委員会告示第3号	旧蔵内家住宅 敷地 面積7135㎡ 池泉式庭園を含む 附 塀 コンクリート及び石造、瓦葺 北側折曲り延長87.5m 東側折曲り延長54.7m 南側折曲り延長65.0m 西側折曲り延長54.3m 総延長261.5m 煙突 煉瓦造 1基 門柱 南門 1対 水汲場 石造 4箇所	旧蔵内家住宅 大玄関棟 木造平屋建、入母屋造、銅板葺、建築面積147㎡ 西面便所及び東面大玄関附属、西面南端門及び塀付 応接間棟 木造平屋建、入母屋造、棧瓦葺、建築面積110㎡ 主屋 木造二階建、入母屋造、棧瓦葺、建築面積256㎡ 東面玄関及び南面門附属 茶室 木造平屋建、入母屋造、銅板葺、建築面積47㎡ 座敷棟 木造平屋建、入母屋造、棧瓦葺、建築面積138㎡ 西面浴室・便所・渡廊下附属、南面西端門及び塀付 大広間棟 木造平屋建、入母屋造、棧瓦葺、建築面積239㎡ 西面脱衣所・浴室・便所・洗面所附属 炊事場棟 木造平屋建、入母屋造、棧瓦葺、建築面積178㎡ 西面浴室及び便所附属、南面炊事場附属、西面門付 宝蔵 木造二階建、切妻造、棧瓦葺、建築面積116㎡ 貯水槽 煉瓦造、平屋建、棧瓦葺、建築面積6㎡

			米蔵	木造二階建、東面半寄棟造、西面切妻造、棧瓦葺、建築面積87㎡
			倉	木造平屋建、切妻造、棧瓦葺、建築面積173㎡
			中門	木造平屋建、入母屋造、銅板葺、建築面積3㎡
			便所	木造平屋建、寄棟造、棧瓦葺、建築面積5㎡

福岡県教育委員会告示第8号

平成28年3月25日

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25条）第38条第1項の規定に基づき、
次の表の左欄に掲げる天然記念物の一部を指定解除し、員数を右欄のとおりとする。

福岡県教育委員会

左 欄		右 欄	
名 称	関係告示	員 数	員 数
日吉神社のオガタマノキ	昭和38年福岡県教育委員会告示第7号	2本	1本

福岡県教育委員会告示第9号

平成28年3月25日

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25条）第38条第1項の規定に基づき、
次の福岡県指定天然記念物の指定を解除する。

福岡県教育委員会

名 称	関係告示
梶原のギンモクセイ	昭和37年福岡県教育委員会告示第5号
味水御井神社のクロガネモチ	平成20年福岡県教育委員会告示第5号

福岡県教育委員会告示第10号

より、同表の右欄に掲げる者を当該福岡県選定保存技術の保持者として認定する。

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25条）第45条第1項の規定により、次
の表の左欄に掲げる選定保存技術を福岡県選定保存技術に選定し、同条第2項の規定に

平成28年3月25日

福岡県教育委員会

左 欄		右 欄	
選定保存技術		保 持 者	
名 称	氏 名	生 年 月 日	住 所
シュロ蓑製作	井上 輝雄	昭和3年5月16日	福岡県朝倉市杷木松末1814番2

監査委員

監査公表第24号

平成27年6月5日付けで公表した「高齢者施策に係る財務事務の執行及び事業管理について」に関する包括外部監査結果の報告に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年3月25日

福岡県監査委員	山下 芳郎
同	伊藤 龍峰
同	行正 晴實
同	縣 善彦

27人第1286号
平成28年2月17日

福岡県監査委員 山 下 芳 郎 様
同 伊 藤 龍 峰 様
同 行 正 晴 實 様
同 縣 善 彦 様

福岡県知事 小 川 洋

平成26年度包括外部監査の結果に係る措置について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

高齢者施策に係る財務事務の執行及び事業管理について

監査の結果及び意見	講じた措置等
[各論]	
I 県民文化スポーツ課	
1 ねんりんスポーツ・文化祭開催事業	
<p>① (指摘) 仕様書の明確化について</p> <p>当事業の仕様書について、実施イベント回数や規模が定められていない。 事業開始前の段階で、事業目的達成のために必要な事業内容や開催回数、目標参加者数など適切な事業規模を策定し、それを織り込んだ仕様書を作成すべきである。</p>	<p>事業内容や開催回数、目標参加者数など、具体的な事業規模を仕様書に明記するよう見直した。</p>
<p>② (指摘) 事業報告の検証について</p> <p>当事業における、福岡県社会福祉協議会から提出された見積書の見積額と、事業実績報告における実績額を比較すると、人件費+11百万円、委託料▲5百万円等、大きく乖離している項目があった。 県としては、事業報告の提出を受けた段階で、大きく変動しているものについては、内容を確認することが必要である。また、そのうえでさらに調査の必要があるれば、資料の提出を求めめる等、事業管理を適切に行う必要がある。</p>	<p>委託先に対して、人件費の計上額について合理的かつ適切に計上するよう指導した。 事業報告を確認後、見積額と実績額に乖離がある場合は、内容を確認し、必要に応じて資料提出や返納を求める。</p>
<p>③ (指摘) 再委託の規定整備について</p> <p>当事業の委託契約書において、再委託に係る規定が整備されていない。 再委託に当たり承認を得ることは、業務を監督するに当たり必要となる手続であるため、契約書において再委託に関する規定を整備する必要がある。 なお、平成26年度の委託契約においては再委託禁止の条文が記載されている。</p>	<p>平成26年度から再委託禁止の条文を契約書に記載している。 また、団体に対して、再委託を行う際には、契約に基づき書面による承認を得るよう指導した。 なお、再委託は例外的に承認するものであるという原則に立ち、再委託の必要がある場合は再委託先の業務遂行能力や再委託予定金額を勘考し、慎重に審査した上で、承認することとする。</p>
<p>④ (意見) 委託先の選定について</p> <p>当事業は、福岡県社会福祉協議会に委託して実施している。委託先選定については、単独見積もりにより行われ、特命随意契約となっている。 確かに、県社協には十分なノウハウがあり、県社協が適切な委託者の一つであることは理解できる。 しかしながら、特命随意契約に当たっては、受託者が受託するに当たっての能力的な十分条件だけでなく、その相手以外に候補者が存在しないという必要条件について慎重に検討する必要がある。</p>	<p>平成28年度から企画提案公募方式に見直すこととした。</p>

監 査 の 結 果 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等
<p>⑤ (意見) 広告収入の検討について</p> <p>当事業は、延べ約14万人が参加するイベントである。多数の参加者を集客できるメリットを生かし、協賛を募り、広告収入や、寄付を得るなど収益化の方法を検討することで、開催経費の圧縮のみならず、イベントの活性化につなげる効果が得られるのではないかと思われる。</p> <p>なお、広告収入が得られるとしても、広告主を募集するなどの手間も要する。得られる広告収入と、それに伴い発生する業務量・費用を比較衡量する必要がある。</p> <p>参加者14万人という集客力を生かし、より少ない事業費で効率的に事業を実施できるよう検討する余地はあるものと思われる。</p>	<p>平成28年度から、イベントの活性化とより少ない事業費で効率的に事業を実施できるよう、広告収入の獲得に努めるよう仕様書に明記することとした。</p>
<p>2 明るい長寿社会づくり推進事業</p>	
<p>① (指摘) 仕様書の明確化について</p> <p>当事業における、仕様書の記載が不明確である。</p> <p>仕様作成に当たっては、事業内容のみならず、事業目的達成のために必要な開催回数や、目標参加者数など適切な事業規模を織り込んだ仕様書を作成すべきである。</p>	
<p>② (指摘) 参加対象者の設定について</p> <p>当事業の参加者は広く高齢者を対象としている。しかしながら、現状では、老人クラブ加入者を対象としている。まれに、加入者以外が参加している場合もあるということであるが、特に広く一般的に参加者を募っているというわけではない。</p> <p>参加者募集に当たっては、老人クラブ加入の有無にかかわらず、広く高齢者一般に対して募集することが望まれる。</p>	<p>平成27年度から仕様書を見直し、事業内容及び事業目的のために必要な開催回数、目標参加者数などの事業規模を明記した。</p> <p>平成28年度からは事業の在り方を見直し、委託による事業実施を終了することとした。</p> <p>なお、広く高齢者一般を対象としたスポーツ大会は、引き続きねんりんスポーツ・文化祭の交流大会において実施する。</p>
<p>③ (意見) 委託先の選定について</p> <p>当事業は、福岡県老人クラブ連合会に委託して実施している。委託先選定については、単独見積もりにより行われ、特命随意契約となっている。</p> <p>確かに、福岡県老人クラブ連合会には十分なノウハウがあると思われる。しかしながら、福岡県老人クラブ連合会が最適な委託者の一つであったとしても、当事業の内容は、主にスポーツ大会であるため、他に実施可能な事業者がいけないとまでは言い切れない。</p> <p>委託先については、他に実施可能な団体がなにか否かが慎重に検討を行う必要がある。</p>	

監査の結果及び意見	講じた措置等
II 健康増進課	
1 認知症医療センター	
<p>① (指摘) 仕様書の明確化について</p> <p>当事業の委託契約に係る仕様書において、委託内容の記載はあるものの、規模が定められていない。仕様作成に当たっては、事業内容のみならず、事業目的達成のために必要な開催回数や、目標参加者数などの事業規模を設定した仕様書を作成すべきである。</p>	<p>平成27年度委託契約から、事業目的達成のために必要な開催回数や、目標参加者数など、事業規模を仕様書に明記するよう見直した。</p>
<p>② (意見) 事業実績の把握について</p> <p>事業実績報告では、各病院において認知症に関連して実施された研究会等が羅列して記載されているが、どの委託項目を実施したものであるか明確になっておらず、把握が困難である。委託している事業が、適切に実施されているかを把握する必要があるため、報告方法の改善が必要である。また、実績数値のカウント方法の定義づけにより、実績数値の適切な把握が必要である。</p>	<p>平成27年度委託契約から、委託項目別に事業実績(内容・参加者数)を記載する報告様式に変更した。また、実績数値が適切に把握できるよう、そのカウント方法の説明を報告様式に記載した。</p>
III-1 高齢者支援課(企画管理係)	
1 認知症地域医療支援事業	
<p>① (指摘) 認知症サポーター医養成研修における事業の目標管理について</p> <p>県には、現時点でサポーター医養成者数の地域ごとの年次計画等はない。しかしながら、平成26年の介護保険制度改革による初期集中支援チームの設置に伴い、平成30年までに各市町村に1人のサポーター医が必要になることである。制度対応による必要性が生じるか否かにかかわらず、事業を実施し評価する上で、成果養成目標・計画を設定しておくべきである。</p>	<p>事業目標について検討し、初期集中支援チームに必要となるサポーター医について、平成27年度から平成29年度までに毎年25名養成することとした。(県域の地域包括支援センターに1名配置できる数)</p>
<p>② (指摘) かかりつけ医認知症対応力向上研修における受講状況について</p> <p>県では、事業の成果指標として、かかりつけ医の修了者累計を平成26年度までに1,698人とする目標を立てている。これに対し、かかりつけ医の修了者累計は943人であり、目標に対して大幅に未達となっている。まず、当初設定した目標が妥当か否かを検討し、妥当な目標であれば達成のために必要な対策を講じる必要がある。</p>	<p>当初の目標設定は、医療機関(診療所)の数に対する「かかりつけ医」の水準で設定したものであるが、国において平成27年1月に認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)が策定され、平成29年度までの目標設定の考え方が示された。このため、県における目標設定について見直しを行った。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>③ (意見) 認知症サポーター医フォローアップ研修における受講対象について</p> <p>受講者は、サポーター医は参加者全体の14%程度、サポーター医以外の医師を含めても25%に留まっている。</p> <p>幅広い職種で認知症をサポーターするという観点からは、サポーター医以外の参加を妨げる必要はないかもしれないが、対象者の範囲を広げること、サポーター医のフォローアップに焦点を絞った深度のある研修とはならない可能性がある。</p> <p>また、このフォローアップ研修は、他の研修会を兼ねて実施している。2つの研修を兼ねること、効果的に集客でき、サポーター区にとっても日程を調整する負担が軽減されるメリットはあるが、本来の目的が達成されているのか否かを検証する必要がある。</p>	<p>認知症サポーター医フォローアップ研修は、地域において医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築を図る認知症サポーター医が、その役割を適切に担えるよう、必要な知識の習得や認知症医療センター、地域包括支援センターなどの関係機関との連携を深めることを目的としている。</p> <p>このため、受講対象を広げたり、認知症医療センター研修会と兼ねたりすることは、連携を深めるといふフォローアップ研修の本来の目的を妨げるものではない。</p> <p>目的の達成について検証したところ、研修を受けたサポーター医、認知症医療センター等が連携した認知症の人を支える体制が構築されてきており、研修の本来の目的は果たされている。</p>
<p>④ (意見) 事業管理と組織間の連携について(認知症サポーター医フォローアップ研修)</p> <p>認知症サポーター医フォローアップ研修は、認知症医療センター研修会を兼ねて実施されている。</p> <p>認知症医療センター研修会は、健康増進課が当事業と同じ委託先に委託している事業であり、2つの委託契約を、1つの研修で実施していることになる。</p> <p>重複した請求が行われていないかどうかを確認できたよう、実績報告において明記すべきである。</p> <p>また、県では、この相互に関連する事業を別々の課で担当しており、今後、事業間のさらなる連携強化を図るとともに、より効率的・効果的に運営できる体制となるよう、必要に応じ見直しを行っていくことが望まれる。</p>	<p>重複請求がないかを実績報告書で確認できるよう記載を行うよう、委託先に指示した。</p> <p>事業の実施に当たっては、健康増進課と共に、効果的な研修となるよう委託先と協議し、実施することでの連携を図る。</p>
<p>2 高齢者総合相談センター(シルバーク110番)</p> <p>① (指摘) 委託内容を超える事業の実施について</p> <p>福岡県社会福祉協議会の提出した事業実績報告によると、委託内容に含まれていない出張相談事業が実施されていた。</p> <p>県においては、委託内容と実施した内容との対比により、委託内容と相違がないか把握することが必要である。</p> <p>なお、当事業については平成25年度で終了していることであるが、その他の事業についても留意すべき事項である。</p>	<p>出張相談として、弁護士と一般相談員である委託先の職員が県内各地に出向く出張相談と、九州行政評価局が行う相談会に一般相談員が出向くものがあった。前者は平成24年度で終了し、後者は九州行政評価局への協力として実施したが、仕様書には後者の出張相談が明記されていなかったため、仕様書の内容と実施した内容が相違する結果となったものである。</p> <p>終了した当該事業と同様に委託している「介護実習・普及センター運営事業」において、平成27年度から、契約書に委託業務の内容変更に関する条項を新たに追加し、内容変更する必要があるときは、書面により協議することを新たに定めた。委託先に対し、適正に履行するよう指導していく。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>3 介護実習・普及センター運営事業</p> <p>① (指摘) 事業の目標等に関するPDCAIについて</p> <p>事業を実施するに当たり、目的を達成するための目標件数、目標普及率の設定が明確ではない。当事業費は、研修会の開催回数や参加者の数に直接影響を受ける。したがって研修の開催回数や参加者数を指標とするPDCAサイクルの導入が望まれる。</p>	<p>成果指標は、講座開催回数及び受講者数に見直した。</p>
<p>② (指摘) 仕様書に沿った事業実施について</p> <p>当事業の仕様書と実績報告書とを比較すると、個別研修単位では、仕様書で求める開催日数を満たしていない研修がある。福岡県社会福祉協議会及びその再委託先が、実施方法・規模を変更した経緯については、より多くの受講者に来てもらうため、より魅力的な講座とするために変更を行ったという積極的な理由がある。しかしながら、県としては事業管理を適切に行い、仕様の変更をする際には適切な手続きを踏んだ上で行うよう指導すべきである。</p>	<p>平成27年度から、契約書に委託業務の内容変更に関する条項を新たに追加し、内容を変更する必要があるときは、書面により協議することを新たに定めた。委託先に対して、適正に履行するよう指導していく。</p>
<p>③ (指摘) 再委託先の適正な選定について</p> <p>当事業のブランチ事業は、福岡県社会福祉協議会から民間事業者へ再委託されているが、再委託先選定に当たり、当再委託先から見積もりを徴取していない。</p> <p>福岡県社会福祉協議会においては、「経理規程」及び「契約に関する内規」を定め、目的・性質により見積書を徴する必要があると認められる契約等については、見積書を徴しないことができているが、当契約はこれに該当するものではない。</p> <p>県においては、再委託に際し適切な選定かつ、適切な委託料の執行がなされているか否かについて、管理する必要がある。</p> <p>なお、当事業は、平成26年度から、本部事業とブランチ事業の委託契約を切り離し、それぞれプロポーザル形式で委託先を選定している。</p>	<p>平成26年度には、本所、ブランチ、それぞれ企画提案公募により委託先を選定した。併せて、契約書に再委託の禁止に関する条項を設け、再委託を行う場合は、事前に書面による承認を受けることとし、再委託が適切であるかの確認を行うよう見直した。</p>
<p>4 福祉サービス苦情解決事業</p> <p>① (意見) 事業実績の管理について【社会福祉協議会への意見】</p> <p>苦情解決は主に電話相談により実施されている。相談件数及び問合せ件数の大幅な伸びにも関わらず、事業費は前年度並みに据え置かれている。社会福祉協議会においては、適切に事業費を算出するため、相談件数と対応人員とを適切に見込むことにより、事業費を毎年度見直すべきである。</p>	<p>監査人の意見を受け、社会福祉協議会が事業費の見直しについて検討を行った。本事業に要する経費は、第三者で構成される運営適正化委員会の設置、運営及びその委員会の事務局員の配置に要する費用等である。事務局員による相談の対応は他の業務と兼ねて行われており、現状の相談件数では、増減に伴って人員が変動するものではないため、事業費の見直しは困難との結論であった。</p>

監 査 の 結 果 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等
<p>5 宅老所支援費</p>	
<p>① (指摘) 事業の目標等に関するPDCAIについて 事業を実施するに当たり、目的を達成するための目標件数、目標普及率の設定が明確ではない。 そもそも予算設定が目標数値に基づいた積み上げ計算になっていないため、宅老所に対する支援方針を明確にすべきであろう。 最新の状況を調査したうえで目標とする普及率等を設定し、実績を評価し、翌年度の計画見直しへつなげるPDCAサイクルの導入が望まれる。</p>	<p>平成27年度からの介護保険制度改正により宿泊サービスを伴う通所介護事業所の指定権者への届出が義務化されることとなった。 ほとんどの宅老所はこの制度改正により届出が必要となる事業所に該当するため、国の「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」の事業対象となることから、事業を廃止することとした。</p>
<p>Ⅲ-2 高齢者支援課(施設整備係)</p>	
<p>1 介護施設開設準備等事業費補助金</p>	
<p>① (意見) 補助対象について 事業者の中には補助金等を受領しなくても、自力で開設・増床等を行うことが可能な事業者もあるのではないかと考えられる。 国の緊急経済対策により始まったという経緯はあるが、事業者の多くは社会福祉法人であり、一部の社会福祉法人に対する財政面での社会的批判も聞かれており、今後、内部留保の取り扱いと補助制度の在り方について、国や他の自治体の動向も踏まえて検討していく必要があると思われる。</p>	<p>内部留保の取扱は、国において検討中であることから、その状況を見守っていく。 当該事業は国の地域医療介護総合確保基金においても補助対象とされていることから当分の間事業を継続していくこととした。</p>
<p>② (意見) 取引業者について ある社会福祉法人が備品とシステムの購入に当たり、最終的に購入している先は、当該社会福祉法人と何らかの関係が推定される業者であった。 法律上の規制は特に設けられていないが、補助金を受領していることや疑惑を招きかねないことを踏まえ、随意契約ではなく、競争入札とするなどの対策を講じることが望まれる。</p>	<p>補助対象とする備品等については、原則、競争入札とするよう指導することとした。</p>
<p>2 介護基盤緊急整備基金事業費</p>	
<p>① (意見) 補助金支給対象施設の財政状況について 施設運営を主に行っている社会福祉法人が、剰余金を多額に法人内部に内部留保し、社会に還元していないという指摘が全国的な問題として取り上げられている。 今後、内部留保の取り扱いと補助制度の在り方について、国や他の自治体の動向も踏まえて検討していく必要があると思われる。</p>	<p>内部留保の取扱は、国において検討中であることから、その状況を見守っていく。 当該事業は国の地域医療介護総合確保基金においても補助対象とされていることから当分の間事業を継続していくこととした。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>3 高齢者福祉施設等施設整備補助金</p> <p>① (意見) 社会福祉法人における設計監理委託の特命随意契約について</p> <p>補助の対象となる施設の設計監理委託について、複数業者からの見積書も徴取しておらず、特命随意契約されている事例が見受けられた。県は、工事契約においては指名競争入札を求めたが、設計監理については指名競争入札を求めていなかった。委託契約について競争性を求めず補助金の対象とすることには疑問が持たれたため、今後は、設計監理についても競争入札を要件とすることが望まれる。</p>	<p>設計監理委託を補助対象とする場合には、原則、競争入札とし、それによらない場合にあっては、その理由を明確にするよう指導することとした。</p> <p>併せて、契約手続におけるコンプライアンス意識向上のため、補助事業者を対象に事業者工事請負手続等説明会を開催し、公平・適正な契約手続を行うこと徹底を図った。</p>
<p>② (意見) 社会福祉法人における利益相反行為について</p> <p>今回の取引は理事と社会福祉法人との取引であるが、「福岡県高齢者福祉施設等施設整備費補助金交付要綱」においては、特段の規制は設けられていない。しかしながら、利益相反行為が行われる場合には、理事に有利な契約が締結される可能性があるため、慎重な検討が必要である。</p> <p>委託費が適正な金額であったかどうかの検証は不十分であり、今後はこのような点も考慮すべきである。</p>	<p>補助対象とする委託契約については、原則、競争入札とするよう指導することとした。</p> <p>併せて、契約手続におけるコンプライアンス意識向上のため、補助事業者を対象に事業者工事請負手続等説明会を開催し、公平・適正な契約手続を行うこと徹底を図った。</p>
<p>4 介護保険地域支援事業交付金</p> <p>① (意見) 対象とする事業について</p> <p>任意事業は、市町村の創意工夫により取り組みることが可能な事業であるが、県としても、福岡県全体で高齢者向け施策を推進するために、たとえば、市町村独自に実施している上記の施策と県が実施する施策を整理した「市町村別事業マップ」を整備することにより、事業の実施主体を問わず、地域別にどのような事業をどの団体が実施しているかを明示すれば理解が容易になるものと思われる。</p> <p>また、「市町村別事業マップ」により、市町村が先進的な取り組みなどを参考にすることができるとや、類似事業で集約した事例など改善の検討ができるよう、市町村への情報提供が必要と思われる。</p>	<p>任意事業を含む地域支援事業については、市町村の取組状況を調査し、その結果を取りまとめ、市町村に情報提供を行った。(毎年4回実施)</p>

監 査 の 結 果 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等
<p>5 地域支え合い体制づくり事業</p> <p>① (意見) 事業実績の検証について</p> <p>年間5回しか開催しない研修会のためにノートパソコンを購入することについて経済的な観点からの検討が必要である。</p> <p>当該自治体の補助金実績報告では、パソコンを活用した活動内容やその実施頻度は確認できなかった。</p> <p>補助事業の実績報告の検証に当たっては、補助により購入した備品等が有効に活用されていることを確かめる必要があると思われる。たとえば、ただ備品を購入したことを確認するだけではなく、当該備品の利用頻度や当年度購入する緊急性などの観点から、実績報告書の詳細を確認し、また事業の有効性や効率性について市町村へ問い合わせる必要があると思われる。</p>	<p>当該事業は平成26年度で終了した。今後同様の補助があった場合には、補助金の有効活用の観点から検証することとする。</p>
<p>6 高齢者等在宅生活支援事業(福岡住みよか事業)</p> <p>① (意見) 事業の有効性について</p> <p>当該事業と関連があるバリアフリーアドバイザー事業(建築都市部住宅計画課)の派遣実績は、年間わずか20件である。</p> <p>現在のまま推移するのであれば、窓口を一本化した方が効率的である。また、連携不足により当該事業の周知活動が足りないのであれば、バリアフリーアドバイザー派遣事業と当該事業(バリアフリー工事補助)とを連携するべきである。</p>	<p>平成27年度から市町村に対して、住宅計画課のバリアフリーアドバイザー派遣制度に係るパンフレットを送付し、制度の周知を行った。</p> <p>今後とも、住宅計画課と連携をとって行っていく。</p>
<p>Ⅲ-3 高齢者支援課(施設運営係)</p>	
<p>1 身体拘束廃止推進事業</p> <p>① (意見) 事業に伴う収入の取り決めについて</p> <p>契約書、仕様書等において参加者収入の取り扱いが触れられていない。事業に伴う収入についても約定する必要がある。</p> <p>なお、平成26年度契約では仕様書で参加者収入について明記しており解決済みである。</p>	<p>平成26年度に仕様書及び契約書に明記した。平成27年度も同様である。</p>
<p>② (意見) 事業実績報告における決算について</p> <p>事業実績報告書における、当該事業の決算書では、受講料収入が記載されておらず、委託料のみが収入として計上され、支出は収入と一致するよう記載されている。</p> <p>県においては、事業に係るすべての収益、費用について、実績報告で記載を求めることの検討が必要であると思われる。</p>	<p>平成26年度における事業実績報告では受講料収入を含めた収支報告書での報告を依頼し、提出を受けた。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>2 介護職員略読吸引等研修</p> <p>① (指摘) 委託先の選定について 当事業の委託先選定については、単独見積もりにより選定し、特命随意契約としている。県においては、安易に過年度実績に基づき単独見積もりとすることなく、委託先を選定すべきである。 なお、平成26年度は複数社から見積書を徴取し委託先を選定しており、上記の事項は改善されている。</p>	<p>平成26年度に続き、平成27年度も複数社から見積書を徴収し委託先を選定した。</p>
<p>3 介護職員等技能向上支援事業</p> <p>① (意見) 事業実績について 同事業の実績は、計画に対し大幅に未達である。 県では、達成できなかつた理由として、利用者のニーズが反映された制度設計となっていないかかと把握している。一義的には、緊急雇用対策を目的としたものであったとしても、効率的に実施することが求められる。利用者のニーズを把握したうえで事業を開始する必要がある。 制度を利用して便益を受けることができる施設からは、回答を得られやすいはずであるから、アンケート調査の実施により、より効果的な運営ができるものと思われる。</p>	<p>平成26年度に利用事業者及び未利用事業者双方に対し、抽出によりアンケート調査を行った。 その結果、未利用事業者については事業の認知率が5割弱であったため、介護関係雑誌やHPによる周知、事業者へのダイレクトメール発送等、受託者と連携した幅広い広報活動を行い、事業の活用を促した。</p>
<p>Ⅲ-4 高齢者支援課(監査指導係)</p>	
<p>1 社会福祉法人指導監督事務費</p>	
<p>① (意見) 指導監査対象法人及び施設の選定について 県における社会福祉法人の指導監査は「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」(厚生労働省通知)によっているとのことであったが、当通知においては指導監査が実施されていない。 当通知に従って、県における社会福祉法人の指導監査のうち、一般監査は2年に1回実施すべきである。</p>	<p>一般監査について2年に1回実施するため、平成27年度は所管する法人及び施設の半数について指導監査を実施する年間計画を策定し、当該計画に基づき、着実に指導監査を実施することとした。 加えて、外部監査の活用、福祉サービスマネジメント第三者評価事業の受審を推奨することで一層の法人運営の適正化を図っている。</p>
<p>② (意見) 現況報告について 県は、社会福祉法第59条第1項の規定に基づき、現況報告書を各社会福祉法人へ求めている。提出された書類を見ると、決算書そのものを提出している法人もあれば、所定の様式で提出している法人もある。たとえば、ある法人は財務諸表等のみ提出し、様式への記載はしていない。 不統一な書類提出の下で、いかなる財務分析が行われたのか疑問に感じるが、少なくとも提出書類については統一すべきである。</p>	<p>各社会福祉法人には、平成26年度から国が示した統一様式により現況報告を提出させ、財務諸表とあわせて県のホームページで公表を行っている。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>③ (意見) 貸付金について</p> <p>平成24年度の貸借対照表上において、高額な貸付金残高を計上している法人がある。補助金や介護保険収入を受けている社会福祉法人が、法人外部に不適切な資金を流出するのは極めて重大な問題である。上記貸付金については、県の監査においても、継続的に指導を行っている。今後とも改善指導が必要である。</p>	<p>県としては、指導監査の際に回収の状況を確認するとともに継続的な督促を行うなどの対応を行うよう指導してきたところであり、今後も継続的に改善指導を行っていく。</p>
<p>④ (意見) 役員報酬について</p> <p>役員報酬を計上している法人が散見されるが、役員に報酬を支給する執務実績があるか否か把握する必要がある。</p> <p>役員報酬の適正支給額については議論の余地があるが、勤務実態のない役員への支給は論外であるため、勤務実態に応じた支給を指導すべきである。</p>	<p>役員報酬については、これまでも指導監査時に役員報酬規程の整備状況、出勤簿(タイムカード)や業務日誌の確認を行うなど、勤務実態に応じて支給するよう指導を行っている。</p> <p>現在、国において法整備が進められている社会福祉法人制度の改革の動向を踏まえ、役員報酬のあり方について検討を行う。</p>
<p>⑤ (意見) 借入金について</p> <p>県外の学校法人より借入を行っている事例があった。社会福祉法人が学校法人から資金の借入を行うことは、不適切な取引であるため、当該取引を解消すべきである。</p> <p>県では法人に対して借入の返済も含めた財務体質の改善の指導を行い、法人はその返済に努めているが、今後とも適正な運営を行うよう指導する必要がある。</p>	<p>法人は借入金の返済に努めており、県としては、借入金の返済を含めた財務体質の改善を指導するとともに、適正な運営を行うよう継続的に指導を行った。</p>
<p>⑥ (意見) 指導監査結果通知の改善措置について</p> <p>指導事項を見ると、同様の指摘が散見されたことから、複数の法人に対して重複して指摘する項目については、事前に周知することにより「予防」することが可能ではないかと思われる。</p>	<p>全施設が参加する集団指導において、主な指摘・指導事項をまとめた資料を配布し、適正な事務処理を行うよう指導した。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
IV 介護保険課	
1 介護支援専門員実務研修受講試験・養成研修事業	
<p>① (指摘) 介護支援専門員実務研修における実施報告について</p> <p>福岡県介護支援専門員指定研修実施機関指定要綱において、毎事業年度終了後1月以内に事業報告書を県に提出することを求められているが、1団体からは事業報告書が提出されていないかった。</p> <p>県は、指定機関が適切に事業を実施しているかどうかを確認するため事業報告が必要ならば、すみやかに提出を求める必要がある。</p>	<p>当研修は、指定制であり県の支出が生じないため、実績報告書の受領の確認を失念していたもの。この団体からは、平成26年10月に実績報告書を提出させた。</p> <p>以後、このようなことがないよう、実績報告書の提出については、当該職員も細心の注意を払うこととし、団体に対して周知徹底を図った。</p>
<p>② (意見) 介護支援専門員実務研修受講試験における申込み受付業務の委託先選定について</p> <p>試験の申込み受付業務を福岡県介護支援専門員協会に委託している。委託先選定については、単独見積もりにより行われ、特命随意契約となっている。</p> <p>確かに、福岡県介護支援専門員協会が、受験資格の審査等に必要ノウハウを有していることは理解できる。しかしながら、当委託内容は、要件に従い申込みを受け付ける業務であり、他に実施可能な団体もあると思われる。</p> <p>委託先の選定については、他に実施可能な団体がないかどうか検討を行う必要がある。</p>	<p>当受付業務は、単に要件に従い申込みを受け付ける業務ではなく、受験資格の判定は、対象となる職種・業務内容の組み合わせが180程もある中、さらにそれぞれの業務の従事日数を通算して資格を判断する必要があるなど、非常に専門性が高い。</p> <p>しかも、6,000人を超える受験生を1か月ほどの間に判定することとなり、十分な知識と迅速な判断が必要なことから、熟練した職員が複数人いなければ、ミスなく審査業務を行うのは困難である。</p> <p>さらに、平成27年度は受験要件の見直しが行われ、平成29年度の試験までは、経過措置として従前の受験資格でも受験が可能であるため、新旧双方の基準を理解し、迅速に判断する必要がある。</p> <p>この状況を踏まえつつ、委託先の選定について、検討する。</p>
2 介護支援専門員支援事業	
<p>① (意見) 委託先の選定について(介護支援専門員現任研修、主任介護支援専門員研修)</p> <p>福岡県介護支援専門員協会に委託して事業を実施している。委託先選定については、単独見積もりにより行われ、特命随意契約となっている。</p> <p>主任介護支援専門員研修は、他の介護支援専門員に適切な指導・助言を行うことができる者養成するための研修で、非常に高度な内容であったとしても、当協会以外では実施できないという理由はない。</p> <p>委託先の選定については、他に実施可能な団体がないかどうか検討を行う必要がある。</p>	<p>平成25年度の調査では、他都道府県で委託しているのは25都道府県であり、うち、21都道府県が介護支援専門員協会が社会福祉協議会に委託している。</p> <p>介護支援専門員研修は専門性が高く、本県では福岡県介護支援専門員協会と福岡県社会福祉協議会の2団体しか対応できないと考えている。</p> <p>平成27年度の委託先の選定に当たっては、福岡県社会福祉協議会に受託できるか確認したところ、体制が整っていないとの理由で、見積の提出を辞退したため、介護支援専門員協会の単独見積もりとなったものである。</p> <p>平成28年度は、介護支援専門員研修の大幅な見直しが行われ、当該団体と研修内容を協議しているところである。</p> <p>現在、平成28年度以降の研修方法を、委託で行うか指定制にするかも含めて検討中である。</p>

監 査 の 結 果 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等
<p>② (意見) 受講料収入の取り扱いについて(介護支援専門員現任研修、主任介護支援専門員研修)</p> <p>受講料収入の取り扱いについては、契約書、実施要領等において特段定められていない。委託事業である以上、受講料の取り扱いについては、受講料が実費相当か否かに関わらず、契約書等において明記すべきである。</p>	<p>平成27年度からは、研修の実施要領に受講料の取扱いについて明記した。</p>
<p>3 介護サービス事業者指導・育成事業</p>	
<p>① (意見) 指導監査における実施計画の策定について</p> <p>県においては、実施方針を策定し、その中で当該年度の重点対象等を定めているが、実施計画については、年間の予定件数のみで、実施先、実施時期は定められておらず、実施計画としては具体性が乏しい。</p> <p>限られた時間・人員でより高い効果を得るためには、より具体的な計画・効果的な指導実施先の選定が求められる。</p> <p>指導実施先の選定において、優先順位を明確にし、そのことを計画でも明らかにするようにすれば、保険給付の適正化という観点からも効果的な指導が可能となるものと考ええる。</p>	<p>実施計画については、予定件数は実地指導を行う介護保険課及び4保健福祉(環境)事務所の計画数を合算した数を予定数としていた。</p> <p>平成27年度の対象事業所選定の考え方等を実施方針に記載し、住宅型有料老人ホームに併設された指定居宅サービス事業所等を重点指導対象事業所として、実地指導を行った。</p> <p>指導計画は、年間のスケジュール、具体的な実施事業所(予定)を明記し、当該計画に基づき、緊急に対応すべき事例が発生すれば随時修正を行いながら、効果的・効果的な指導監査を実施した。</p>
<p>4 介護サービス適正化事業</p>	
<p>① (意見) ケアプランチェックソフトの活用について</p> <p>ケアプランチェックは、介護支援専門員の作成するケアプランが、利用者の現状と問題点を十分に把握し、要介護状態の維持・改善につながる適切なものとなっているかを確認し、より適切なケアプランの作成につなげることを本来の目的としているが、その実施による金銭的な影響を算出できれば、当事業が介護給付の適正化にどれだけの成果を上げることができたのかをより明確に把握することが可能となるものと考ええる。</p>	<p>ケアプランチェックの結果は、利用者にとって過不足なく適切なサービスが提供されるよう、ケアプランが作成されているかを確認するものであり、その実施による金銭的な影響を算出することは困難である。</p> <p>ただし、ケアプランチェックの結果として、返還が生じた事例については、保険者に積極的に情報提供していく。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
V 福祉総務課	
1 老人クラブ助成事業	
<p>① (意見) 目標値と実績との乖離について</p> <p>当事業の成果指標は「単位老人クラブへの加入率」である。目標と実績との間に乖離のある状態が続き、しかも乖離幅が拡大傾向にあるため、改善策の検討などの事業の見直しや目標設定の見直し等が行われるべきであるが、詳細な検討が行われていない。</p> <p>目標値として適切であったかという点から検討すべきであり、目標実現のための具体的計画値の設定の在り方について見直しが必要である。</p>	<p>高齢者数が大幅に増加する一方、高齢者の参加する団体や活動が多様化したため、老人クラブへの加入率が低下し、目標と実績との間の乖離が生じていた。今後、さらなる高齢化の進展に伴い、乖離幅は一層拡大すると見込まれる。</p> <p>この現状を踏まえ、一定数の会員数を確保していくことが、老人クラブの活発な活動を維持するため、より適切な成果指標と考えられることから、平成27年度以降、従来の「単位老人クラブへの加入率」から、「単位老人クラブ数」「市町村連合会会員数」「市町村連合会加入クラブ数」への見直しを行った。</p> <p>老人クラブに対する補助金等の支援のあり方について、福岡県老人クラブ連合会と協議し共通認識を持つた上で、その結果を平成29年度予算に反映させるよう、平成28年夏を目途に、検討を行っていく。</p>
2 市町村老人クラブ連合会健康づくり事業	
<p>① (意見) 事業の実施方法について</p> <p>当事業は全市町村を対象としているものの、補助の対象となった事業を実施した市町村は、57件中25件に留まっており、実施規模も市町村により異なる。そのため、目標は達成しているものの、県全体へ公平な事業が実施されていたか否か判断し難い。</p> <p>県全体としての各市町村クラブ連合会への助成の状況について、担当課では把握できていない。他の部署にもスポーツイベントを開催・助成する部署もあるが、県全体で大局的に施策や各課の役割分担を決めたうえで、他部署の事業と重複したり、逆に欠如したりすることがないようにすることが望まれる。</p>	<p>本事業は老人クラブにおける健康づくりを目的としたもので、市町村は目的に合う事業を選択して行っており、重複した申請も認めおらず、他事業との一定の整理はされている。</p> <p>しかし、県全体としての市町村老人クラブ連合会への助成の状況を把握し、他課との役割分担を行うことは、より効果的・効率的な支援に資するものである。支援のあり方について、平成27年度の組織再編で新設した高齢者地域包括ケア推進課を中心として、今後、関係部局と協議しながら、検討していく。</p>
3 高齢者相互支援推進・啓発事業	
<p>① (意見) 実績の確認方法について</p> <p>補助金を支給するに当たり、目的の達成度を確認するための実績件数の捉え方が明確ではない。</p> <p>成果指標である「支援訪問戸数」は別の事業である「高齢者ネットワーク推進事業」に適した指標であり、「高齢者相互推進・啓発事業」の成果指標としては「研修回数」等の指標がより適切であるものと思われる。</p> <p>今後は適切な成果指標を目標とすることが望まれる。</p>	<p>従来は、支援活動員の活動に着目し、その実績件数である「支援訪問戸数」を成果指標としていたが、事業目的からはやや間接的なものとなっていた。</p> <p>意見を踏まえ、より直接的に事業目的の達成度を確保できる成果指標として、「研修回数」「支援活動員の選任数」等への見直しを検討していく。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>4 新しい老人クラブ活動づくり支援</p> <p>① (指摘) 魅力ある老人クラブへの転換事業における事業の主要項目の策定について</p> <p>事業の目的は、会員数増加によるクラブの活動力や組織力の強化及び高齢者自らが相互に助け合う社会システムの構築となっている。</p> <p>事業の主要実施項目は、a. 広報活動、b. 健康づくり活動及び交通安全対策、c. 女性委員会活動と幅広くなっている。aは老人クラブ会員数の増加に直結する事業に思われるが、b及びcが当事業目的に合致したものであるのか、という点で疑問が残る。</p> <p>幅広い業務を一つの補助事業にすると、当該事業の継続の要否の判断や必要な事業予算の策定が困難となる。</p>	<p>福岡県老人クラブ連合会では、リーフレットや機関誌による「広報活動」に加え、高齢者の関心が高く、自身にとってもメリットのある「健康づくり活動」や地域に貢献できる「交通安全対策」、女性の加入を促すための「女性委員会活動」を幅広く実施している。</p> <p>県としては、これらの取組みにより、老人クラブの魅力と活動を高めることで、会員数の増加が図られるものと考えてきたが、監査の指摘を踏まえ、平成28年夏を目的として、補助金等の支援のあり方及び福岡県老人クラブ連合会の位置付けを検討し、その結果を平成29年度予算に反映させるよう、福岡県老人クラブ連合会と協議を行った。</p> <p>今後、福岡県老人クラブ連合会と協議し共通認識を保持した上で、より補助事業の目的に沿ったものとなるよう、福岡県老人クラブ連合会に期待する事業や役割とその位置付け、老人クラブに対する補助金等の支援のあり方を検討し、内容の充実を図る。</p>
<p>② (意見) 魅力ある老人クラブへの転換事業における補助の普及率に関するPDCAIについて</p> <p>補助金を支給するに当たり、目的を達成するための目標件数、目標普及率の設定が明確ではない。</p> <p>活動員の派遣状況の方が事業目的の指標としてより適切ではないかと考えられるが、県は会員獲得数を指標とし、しかもその実績報告を受けていなかった。</p> <p>最新の状況を調査したうえで目標とする普及率等を設定し、実績を評価し、翌年度の計画見直しへつながるPDCAサイクルの導入が望まれる。</p>	<p>従来の成果指標である「新規加入会員5%獲得クラブ数」については、達成できたクラブ数の把握が困難なため、目標と実績の管理が十分にできていない状況であった。</p> <p>このため、老人クラブの活性化と活動基盤の強化を図る適切な成果指標として、平成27年度から「新規加入会員数」に見直した。</p> <p>今後、福岡県老人クラブ連合会と協議し共通認識を保持した上で、より補助事業の目的に沿ったものとなるよう、福岡県老人クラブ連合会への補助金等の支援のあり方を検討し、内容の充実を図るとともに、PDCAサイクルの導入を検討していく。</p>
<p>③ (意見) 高齢者ネットワーク推進事業における補助の普及率に関するPDCAIについて</p> <p>補助金を支給するに当たり、目的を達成するための目標件数、目標普及率の設定が明確ではない。</p> <p>実績の評価は、取組クラブ数よりも支援活動員の派遣回数の方が適切ではないかと思われる。</p> <p>最新の状況を調査したうえで目標とする普及率等を設定し、実績を評価し、翌年度の計画見直しへつながるPDCAサイクルの導入が望まれる。</p>	<p>従来の成果指標である「取組クラブ数」は減少傾向にあり、目標と実績が乖離し、高齢者相互支援活動員の活動実績を反映していないことから、「支援訪問戸数」の報告を受けて活動実績を把握してきた。</p> <p>今後、福岡県老人クラブ連合会と協議し、支援訪問の実態を確認した上で、より具体的な活動実績を反映する「支援訪問戸数」への成果指標の見直しとPDCAサイクルの導入を検討していく。</p>
<p>5 高齢者団体支援事業費(総論)</p> <p>① (意見) 高齢者団体支援事業費総論</p> <p>高齢者向け施策が多様化しているため、福岡県老人クラブ連合会の位置付けを再検討すべきである。</p> <p>県として今現在の福岡県老人クラブ連合会の果たすべき役割を明確にし、その上で整理された後の福岡県老人クラブ連合会に必要な事業費を補助すべきではないかと思われる。</p> <p>なお、福岡県老人クラブ連合会に期待する事業や役割を見直すにしても、県の担当課は複数にまたがっている。現状のままでは高齢者向けの施策を全体的、統一的に検討することが困難であると思われるため、当該施策を俯瞰して運営できるような体制を検討することが望まれる。</p>	<p>平成27年度の組織再編で新設した、高齢者福祉施策を一元的に所管する高齢者地域包括ケア推進課を中心として、今後、関係部局とより一層の連携を図りながら、高齢者施策全般を推進していく。</p> <p>その上で、福岡県老人クラブ連合会に期待する事業や役割について、同連合会と協議しながら検討していく。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
VI 子育て支援課	
1 高齢者子育て支援推進事業	
① (指摘) 委託先の管理について 委託先である福岡県シルバー人材センター連合会の資料を閲覧したところ、県の承認を得ていない再委託や、同団体の経理規定に反した財務処理が見られた。 県は、委託者として、調査、報告、監査が認められており、委託先の適切な管理が必要である。	平成26年度以降、再委託に係る承認申請を事前に提出させ、県の承認を得て再委託を行うよう、福岡県シルバー人材センター連合会に対し指導した。(平成27年度は再委託なし) 財務処理についても、団体の規程に則って適切に行うよう、指導した。
② (意見) 委託先の選定について 当事業は、福岡県シルバー人材センター連合会に委託して事業を実施している。委託先選定については、単独見積もりにより行われ、特命随意契約となっている。 確かに、福岡県シルバー人材センター連合会においては、業務を実行するノウハウを有しており、県が委託先として最適と考える団体かもしれない。 しかしながら、仮に他に必要条件をクリアできる団体があるのであれば、競争原理を働かせるためにも、単独見積もりとするのではなく、価格その他の条件から最も有利なものを落札者とする公募型プロポーザル方式による委託先選定を検討すべきである。	当事業を開始するに当たり、事業を円滑かつ効果的に実施するためには、高齢者の社会参加促進を公益事業として実施し、県内各地に構成員を有する福岡県シルバー人材センター連合会が最適であると考え、これまで特命随意契約を行ってきた。 しかしながら、事業開始から3年が経過し、子育てマイスター認定者は907人となり、メディアでの活躍が報道されるなど、当事業の認知度は高まっている。 このようなことから、受講者の募集、マイスターの活動先の開拓等の業務は、高齢者の就業支援を専門としていなくとも実施できると考えられることから、平成28年度より公募型プロポーザル方式による委託先の選定を実施することとした。
③ (意見) 70歳現役センター内設置コーナーの稼働状況について 「福岡県70歳現役応援センター」内に、子育てマイスターコーナーを設け、電話相談や、週3回、相談員による窓口での対面面談を行っている。子育てマイスターコーナーでの対面による相談は年間42件にとどまっている。 今後は、訪問者が少数である理由の分析や事業周知により、より高い効果の得られる運営が求められる。	子育てマイスターコーナー(福岡市博多区)の訪問相談が少ない要因について、業務委託先に聞き取りを行ったところ、当事業の対象者が県内各地の60歳以上の高齢者であることから、利便性の高い電話相談を選択しているのではないかとのことであった。 マイスターコーナーには、事業に関連した資料を揃えており、相談に際しては、写真やパンフレットを實際にみてもらいながらわかりやすく説明できるといった電話相談にはない利点があることから、訪問が可能な方の利用を促進するため、当コーナーの周知に努め、当事業の效果的運営を図った。
VII 保護・援護課	
1 生活福祉資金貸付事業	
① (意見) 事業実績の管理について 当事業が補助する対象事業は貸付事業であり、福岡県社会福祉協議会が実施している。実績報告によると、貸付金の償還状況が極めて悪い。 貸付金が返還されないことによる毀損額が税金の損失となる以上、延滞管理の状況を詳細に把握し、福岡県社会福祉協議会に対して指導することが望まれる。 貸付事業は貸付けた後、回収するまでが一連の事務手続であるため、「福岡県生活福祉資金貸付規程」において、債権管理や債権放棄等に関する定めを整備する必要があると考える。	事業実施主体の福岡県社会福祉協議会に対し指導を行い、次の対応を実施してもらった。 ・福岡県社会福祉協議会の福岡県生活福祉資金貸付規程に債権放棄に関する規定を追加。 ・生活福祉資金債権管理業務マニュアルを27年度中に策定。

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>② (意見)延滞債権について</p> <p>健全債権、長期滞留債権ともに償還率が非常に低いため、債権回収の体制を強化する必要がある。福岡県社会福祉協議会としては督促等を実施していることであるが、督促方法の見直し等の対応を図るよう求めるべきと考える。</p>	<p>事業実施主体である福岡県社会福祉協議会と協議を行い、滞納債権のうち、連帯借受人との接触する機会が多く回収見込みが高い、教育支援資金を中心に訪問償還指導を行うなどの債権回収活動の取り組みを見直すことで、償還率向上を図っていくこととした。</p>
<p>③ (意見)福岡県社会福祉協議会における生活福祉資金特別会計の財務状況及び徴収不能引当金について</p> <p>現状の徴収不能引当金の引当率は6.1%となっているが、最近の償還率の実績は、資金種類に応じて30%台から70%台であり、90%を超えている貸付金はないため、実態に即した引当金が計上されていない。 適切な徴収不能引当金の計算を行い、財政状況を適切に財務諸表において表現するよう求めるべきである。</p>	<p>平成26年度決算における徴収不能引当金について、新会計基準に基づき26億3千万円を計上した。(包括外部監査対象年度に比べ20億6千万円増) 27年度以降も、適正な引当額が計上されるよう求めていく。</p>
<p>2 日常生活自立支援事業</p>	
<p>① (意見)事業実績の管理について</p> <p>専門員1名当たりの契約締結件数に関する国の利用基準をベースにして、これに目標利用数を乗じて人件費の見積もりを行っているが、実績件数が目標件数を大幅に上回っている 目標利用数の設定に当たり、前年度実績数を加味した数値を設定し、適切な予算措置を行うことが望まれる。 なお、平成27年度予算においては改善する見込である。</p>	<p>日常生活自立支援事業に関する相談件数の増加や支援対象者との契約件数の増加に対応するため、本事業に関する直近の利用実績を考慮し、平成27年度予算において、利用申請の受付や支援計画の策定、利用契約の締結を行う基幹型社会福祉協議会を3か所から9か所に増やすとともに、専門員を4名から12名に増やし、適切に予算措置を行った。</p>
<p>VII 新雇用開発課</p>	
<p>1 70歳現役応援センター設置(県内全域展開含む)</p>	
<p>① (意見)再委託に係る契約方法について</p> <p>県では、「70歳現役応援センター」を公益法人に特命随意契約で委託し、同法人は一部業務を民間職業紹介事業者に再委託している。 職業紹介業務のみを委託するのであれば、別途切り離して、契約内容に運営の一体性を確保する内容を実施せば、県が直接委託する余地もあると考える。 県が委託業務の進捗状況や内容を把握する精度を高めていくためにも、直接委託することを検討すべきと思われる。 なお、平成26年度の事業においては、再委託により実施していた業務を直接委託として実施しており、再委託を解消している。</p>	<p>平成25年度の特命随意契約及び再委託に関する全庁的な見直しの中で、当該再委託契約についても契約方法を見直し、平成26年度以降は直接委託として実施している。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>2 70歳現役社会づくりモデル地域事業</p> <p>① (意見) 変更承認申請について(苅田町、筑後市、みやこ町)</p> <p>変更が生じているにも関わらず、変更承認申請書は提出されていない。補助要綱に従い、変更承認申請書の提出が必要である。 なお、変更割合だけで変更申請の可否を判定することとすると、少額の変更であっても、変更申請の必要が生じてくることとなり、事務手続きが煩雑である。要綱を改正し、変更割合だけでなく、金額基準を合わせて設定する等の工夫が必要であると考えられる。</p>	<p>当該事業は平成27年度に終了することから、補助要綱の改正は行わず、適宜変更承認申請を提出させることとした。</p>
<p>3 70歳現役社会実現に向けた高齢者の生きがいづくり促進事業</p> <p>① (意見) 事業実績について</p> <p>勉強会・体験会の開催について、仕様書においては、開催回数5回程度、参加者数各15名程度、計75人程度の参加を目標としているが、事業報告においては、33名 概ね50%程度の集客となっている。 目標数値として、決して高くない印象を受けるが、ニーズを調査する等により、実施内容の見直しや、周知方法の検討が必要と思われる。</p>	<p>高齢者のニーズを把握するため、70歳現役応援センター利用者に対してアンケートを実施し、当該アンケート結果に基づいて体験会の内容を見直した。 周知方法についても検討し、多くの高齢者に周知できるように、ケーブルテレビでの広報や、体験会実施地域の公民館等へのチラシ配布を行った。</p>
<p>② (意見) 事業の内容の重複について</p> <p>Webサイト「生きがいづくりナビ」のコンテンツは、「福岡県70歳現役応援センター」のWebサイトと内容が重複している印象を受ける。 別にサイトを立ち上げるのではなく、コンテンツのみ「福岡県70歳現役応援センター」のWebサイトに取り込むという方法も考えられる。 既存事業と重複する事業に関しては、効率性を追求すべきであると思われる。</p>	<p>「生きがいづくりナビ」については、平成27年6月に福岡県70歳現役応援センターのWebサイトへの取込みを行った。 今後も、既存事業と重複する事業がないよう、効率性を追求していく。</p>
<p>4 シルバー人材センター育成・強化事業</p> <p>① (意見) 補助交付先の管理について(公益社団法人福岡シルバー人材センター連合会補助金)【福岡県シルバー人材センター連合会への意見含む】</p> <p>補助交付先である福岡県シルバー人材センター連合会の資料を閲覧したところ、同団体の財務規程に反した契約処理が行われていた。 県では、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき、3年に1回の指導監査を実施している。 しかしながら、福岡県シルバー人材センター連合会において、財務規程に反した取扱いが散見されており、補助事業に関する事務の適正化を図る観点から、監査の実施方法や事務指導の工夫が望まれる。</p>	<p>平成27年3月に財務規程に係る事務の実施状況調査を実施したところ、定款との不整合や財務規程上の帳簿名称と実際の帳簿名称の不整合など、是正が必要な規定が複数あったため、県の規程も参考に、財務規程を見直すよう指導した。 福岡県シルバー人材センター連合会においては、財務規程の見直しを行い、適正な事務処理を徹底することとした。 公益法人への立入検査については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第27条の規定に基づき、適切に検査を行っていく。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>Ⅹ 住宅計画課</p>	
<p>1 地域有料賃貸住宅供給促進事業費</p> <p>① (意見) 地域優良賃貸住宅建設費補助]における補助対象事業の普及状況について</p> <p>平成25年度において、補助金の受給件数は1件のみである。 当事業を開始した当初は高齢者の住居を安定的に確保するという意義があったのであろうが、当該意義が現在も継続しているのかどうか検討すべきである。 事業継続の検討に当たって、当事業は高齢者に限定されたものではなく、子育て世帯にとっっては唯一の事業であり、廃止すれば子育て世帯にとっては補助制度がなくなるという懸念もあろう。しかしながら、年間1棟程度の補助事業であれば、恩恵を受けられる子育て世帯は極めて僅かであることから、当制度の活用を今後検討すべきである。</p>	<p>高齢者に対しては平成23年度に「高齢者の住居の安定確保に関する法律」が改正となり、サービスマスク高齢者向け住宅制度が創設され供給が進んだため、当事業の供給件数は減少し、当事業の「高齢者の住居を安定的に確保する」という意義は少なくなった。 他方、平成27年度に国交省による「地域優良賃貸住宅制度要綱」及び「地域優良賃貸住宅整備事業対象要綱」の改正が行われ、子育て世帯に対する居住面の支援を強化するため、既存住宅の子育て仕様への改良費に対する補助対象が拡充された。 国の制度改正の趣旨を踏まえ、当事業を活用した子育て世帯への支援を検討しているところである。</p>
<p>② (意見) 高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助における補助金の支給額計算方法について</p> <p>補助金の計算方法は、計算式が複雑な割には入居者負担額の差が僅少となっており、負担能力の観点から疑問に思われる。 また、複雑な計算式の設定により、職員の事務手続が煩雑になっているにもかかわらず、結果として入居者の負担にあまり差が発生しないのは、事務の効率性に問題があるように思われる。 この補助金の計算方法については、国により決められているため、県としては如何ともしがたいが、今後の在り方については国と協議していくべきであろう。</p>	<p>高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助については、市町のみでの事業者補助に変更し、平成26年度をもって県から市町への補助を廃止した。 本事業の補助金の計算方法の在り方について、今後は市町の意見を踏まえ、国と協議していく。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>2 住宅情報提供推進事業費</p> <p>① (意見) あんしん住宅事業における委託の成果について</p> <p>目標数に対して、実績は毎年未達となっている。実績が目標に達しない場合、その原因を分析したうえで、事業の統廃合や目標を達成するための改善策、若しくは目標そのものを見直す等の検討をすべきである。</p> <p>「あんしん住宅」に関する事業について、実際に住宅を建設し展示する必要があるのか若しくは、広報誌やインターネット上の情報開示等で十分ではないか、等について慎重に検討すべきである。</p>	<p>目標来場者数9,000人は平成8年～18年までの来場者実績の平均であり、インターネットがあまり普及していない時期の実績をもとに算定したものである。</p> <p>目標達成のための改善策について、平成26年度新たに住宅の課題となっているエネルギー問題に対応するため、省エネ・創エネ等に関する展示を追加した。また、地域工務店の技術力向上の場として、社内研修や技術研修のための施設として利用できるように改善した。</p> <p>目標の見直しについては、上記改善策の結果、平成26年の目標来場者数(月平均)は前年度比4%増となったことから、今後の来場者数の推移を見据えながら検討する。</p> <p>展示の必要性について検討した結果、毎年7,000人の来場数があり、更に上記の改善により来場数は増えていること、さらに小中学校等の省エネ学習の場としても活用されていること等から、今後も継続することとした。</p>
<p>② (意見) あんしん住宅事業における特命随意契約の理由について</p> <p>当事業は委託先である「一般財団法人福岡県建築住宅センター」に特命随意契約にて契約している。</p> <p>以前から管理しているという理由では他の事業者の参入を妨げることになるため、不相当である。特命随意契約に当たっては、受託者が受託するに当たっての能力的な十分条件だけでなく、その相手以外に候補者が全く存在しないという必要条件について検討する必要がある。</p>	<p>当事業の委託先には、住宅全般に関する知識を持ち、中立で公正な判断ができる公的な機関であることが求められる。</p> <p>平成27年度は、他公的機関について検討し、上記に該当する機関が存在しないことを確認した上で、(一財)福岡県建築住宅センターと特命随意契約とした。今後、契約方法の決定にあたっては、同様の確認を行う。</p>
<p>③ (意見) アドバイザー派遣事業における委託の成果について</p> <p>事業の予算策定に当たっては、事業目標等について検討する必要があるが、予算資料において、目標とする成果指標の記載が明確になされていない。</p> <p>県内の高齢者のうち20件(世帯)だけが当サービスの便益を享受したことになり、公平性の観点から疑問が持たれる。当事業は年間派遣件数が20件しかなく、県民に広く活用されているとは言えない。</p>	<p>成果指標について、毎年確認できる事業目標に見直しを検討する。</p> <p>また、制度の認知度を高めるため、平成27年度、高齢者地域包括ケア推進課と連携し、市町村の担当部に制度概要を周知するなど広報の強化に努めた。</p> <p>今後、介護保険によるケアマネージャーと連携するなど、県民が利用しやすい派遣制度への見直しを検討する。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>[総論]</p> <p>① (意見) 社会福祉法人について</p> <p>分析結果より、全法人の平均値で見ても、社会福祉法人別に見ても、比較的財務内容が良い状況にあると言える。</p> <p>そこで今後は、いわゆる内部留保(利益剰余金)について、事業継続に必要な額を除いて計画的に社会福祉事業や公益事業に再活用するよう、県が社会福祉法人を指導することにより、更なる地域福祉の推進を図ることが期待される。</p>	<p>国において社会福祉法人制度の改革のための社会福祉法等改正案[財務規律の強化(いわゆる内部留保)の明確化、社会福祉事業等への計画的な再投資等]が審議されており、この動向を踏まえ、対応方針を検討する。</p>
<p>② (意見) PDCAサイクルの活用について</p> <p>監査の結果、財務事務手続上の書類に不備はないものの、3E(有効性、効率性、経済性)や公平性の観点から事業を適切に実施できているか否か判断できない事業が見受けられた。</p> <p>特に、有効性や効率性の観点からは、計画や目標の設定から実績評価や見直しの流れをPlan-Do-Check-Action(以下「PDCA」)サイクルにより適切に循環させていくことが課題と考えられる。</p>	<p>平成27年度6月当初予算編成にあたり、各事業において、適切な事業目標、成果指標の設定を行うとともに、当該目標・成果指標の事業説明資料への記載について徹底するよう、全庁的に周知を行った。</p>
<p>③ (意見) 特命随意契約について</p> <p>ガイドラインでも触れているように、履行可能な相手方が1者しかないという状況は、極めて例外といえる。当報告書における結果・意見の各論における委託先選定に対する記載も、主に履行可能な委託先が他にもあるのではないかという視点からの指摘である。</p> <p>随意契約審査会の制度については、これが形式的な審査となり、単に審査資料作成の事務作業を増やすだけの制度とならないよう、ガイドラインの厳格な適用と、適切な審査体制の維持が望まれる。</p>	<p>平成28年度から、随意契約審査会提出様式に、他業者における履行可能性の検討状況を記載させ、審査することとした。</p> <p>今後もガイドラインに沿って、随意契約(特に特命随意契約)の妥当性について審査を行っていく。</p> <p>また、特命随意契約の契約結果については地方自治法に定める少額なものを除き、原則として県のホームページで公開することとしており、特命随意契約の透明性を高めていく。</p>

公安委員会

福岡県公安委員会規則第4号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成28年3月25日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 高速自動車国道の部東九州自動車道の項中「豊前市大字久路土53番3」を「築上郡築上町大字石堂468番6」に改め、同表市道の部千代今宿線の項の次に次のように加える。

下月隈板付線

福岡市博多区西月隈4丁目892番2地先から同区西月隈5丁目697番1地先まで

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第1 高速自動車国道の部東九州自動車道の項の改正規定は、同月24日から施行する。

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
26・3・11	3578	告示	190	2	○		表中	堂籠 [○] -2	堂籠 [●] -2	
26・3・11	3578	告示	190	2	○		表中	堂籠 [○] -2	堂籠 [●] -1	
26・3・11	3578	告示	190	2		○	表中	高良籠川 [○] -2	高良籠川 [●] -2	
26・3・11	3578	告示	190	2		○	表中	高良籠川 [○] -3	高良籠川 [●] -3	
26・3・11	3578	告示	190	2		○	表中	高良籠川 [○] -1	高良籠川 [●] -1	

28・3・11	3775	告示	220	3		○		表中	○ 後	三井郡大刀洗町大字富多582 番先から 三井郡大刀洗町大字富多734 番先まで	11.0 ～ 11.0	269.0	● 前	三井郡大刀洗町大字富多582 番先から 三井郡大刀洗町大字富多734 番先まで	11.0 ～ 11.0	269.0
---------	------	----	-----	---	--	---	--	----	--------	--	-------------------	-------	--------	--	-------------------	-------